

借家・借地人の抵抗

借地人の 大正八年の一〇月一〇日ごろ、福島県若松市古前町の地主四名が地主会を開いて
立退拒絶 地代九割値上げを決議し借地人に通知した。借地人および借家人側では昨年二月六割
を値上げし、いままた九割というのは不当で、そのうえ、地代の値上げは結局家賃の値上げとなる
というので周辺七百戸の借主である労働者は猛烈な反対運動を展開した。

大正八年九月一三日の『朝日新聞』に徳川侯爵家と借地人の間の紛争がおきたことを報道してい
る。それによると、鉄道院が昨年一〇月いらい代々木駅拡張のため附近の土地を買収中であつたが

そのうち徳川頼倫侯所有の府下千駄ヶ谷町八五三、表
具師久保寺銀次ほか八名の家屋の立退き移転料問題か
ら紛争がおきたのである。

借地人らは鉄道院に陳情するなど、態度強硬で解決
がむずかしい。

これについて借地人側はつぎのように言っている。
「この附近は一昨年ごろから繁華になったが、こ
うなつたのは全く住民の努力の結果なのだ。移転せよと
いうが、われわれは初め弁護士にたのんで徳川家に一
戸八百円ずつの立退き料を要求したが、徳川家では何
もしないで鉄道院に移転してしまつた。さらに町長を
介して今度は一戸五百円ずつの立退き料を要求し、つ
いで床次鉄道院総裁にも陳情したが、ラチあかず、徳
川家からは全部に対し千円、鉄道院が同じく五百円出
すから、という話であるが、家によつては造作に千円
もかけているので、それだけでは困る。そこで、侯爵
に陳述しようとして華族会館に出かけたこともあるが面会

『借家人新聞』(大阪)の記事

滞納家賃の 棒引闘争

最近の記録

「滞納家賃引揚げ御原に遊症 警不取財不況の爲め御原一
に激しく行はれて居るが、最近三
ヶ月前に川島橋上町に遊症に於て
可憐な千圓以上の引揚が左
の通りである、家主、借家人共に
署名である。

一六八〇圓棒引

大阪市東區大川町小山虎一氏は警

千九百二十圓棒引

立退料二百圓、和生二月末に家賃
九割渡すことを決した。

できなかった。ところが、同家では二ヶ月以内に立退けと言ひ、十二日夜などはわれわれの使用している井戸ポンプをこわすなどということまでやってくる仕末」とこぼし、初志を貫徹の氣勢である。

値上げに反対
した学者連

『東京朝日』
記事がある。

（大正九・三・二八）

「地代の値上げに学者連の躍起反対」という

東京本郷曙町の土井子爵がその持地の突然不法な値上げを申し入れたことが問題になった。

このあたりは有名な学者連中や官吏などが多かったが、子爵土井利興は本郷曙町で宏大な邸をこまへ、附近一町歩の地主であるが、昨今地代の値上げから借地人の反対を受けている、と朝日は報道している。

土井家が現在問題の地所を買入れたのは東京もまだはやいころで、附近は茶畑や原野であったが、これを開拓した人には借地権を与えることとし、だんだんにこの地域の今日の発展を見たもので、最初は一坪の地代を一錢五厘とし、さらに三年前四錢五厘に上げたばかりで、世間の慣例である五年ないし七年の年限をも待たないで、近ごろまた七錢ないし十錢に値上げの催告を突如借地人全般に発して、四月から実施しようとしている。そこで、借地人の苦情がぼつ発し、土井家に警告を発するとともに、何回か交渉を申し入れたが、木で鼻をくくるあいさつで借地人たちは激昂した。協議の結果、一六〇余名の借地人中、最近の少数借地人と土井家の旧藩士をのぞき、全部の連名で「総会の結果一同四月からの地代引揚には賛成出来ぬ、強ひて決行するとあらば我々も納入す

べき地代を日本銀行に供託して飽迄対抗する」という決議を土井子爵に渡すことに決定した。

その著名人のなかには大学教授の田丸卓郎、高木貞治、小金井良精、大沢岳太郎、二村領次郎、斯波忠三郎、末広恭二、松村任三、高橋作衛などの諸博士他二十数名の学者、また水本、平塚、今村、杉山の官吏、実業家らも加わっている。

埼玉県の所沢でもひとつのトラブルがもち上っている。

三井の所有の借家がかんりの値上げを強行したので、同地域の軍人軍属はもちろん、一般町民も決起して反対の氣勢を挙げ、管理人と交渉した。交渉がウヤムヤにされてしまう形勢となったので、借家人たちは大いにいかり、値上げ反対の演説会を開いた。

弁士たちは家主の横暴を痛論したが、聴衆は熱狂し、警戒の警官と弁士及び聴衆との間に小ぜり合いがおこるといふ状況であった。

家主の暴力団
を追払う

「家主を袋叩き 店員一五〇名の暴行」の見出しで新聞が報道した。大正一〇年九月一四日のことだ。

東京府下三河島の建物会社所有の二八棟の長屋二二四戸は、先月の初めに本郷の野村某が建物会社から買受けたものであったが、従来家賃一円五十銭であったのを倍額の三円に値上げすることとし、前夜八時ごろ持主の野村は、三河島の田舎ずもう上りのライオン事本野為吉、同じく三河島の電気職工荒川清太郎、本郷の柔道師範内藤某および野村の差配磯村とともに値上げ通知に長屋におもむいたが、長屋の居住者一五〇余名の男女は手に棍棒、薪、バケツなど手当り次第に獲物をもつ

て包囲し、なかには石を投げた者もあった。

ライオン本野は頭部に全治一〇日間の裂傷、荒川は頭部その他三か所に擦過傷を負ったさわぎに、南千住署から江川部長が巡查一八名を引卒して現場にかけつけ、ようやく取り鎮めて長屋一同を解散させた。

同じ一〇年の二月二日に地代四倍の値上げで借地人がさわいだニュースがある。東京京橋木挽町の土地七千六百坪を前年の六月に持主の亀井伯爵が岡山の富豪岡崎家へ五三万六千円で売り渡した。新しい地主の岡崎氏は従来の地代一等二十四銭を八十銭に、二等十九銭を七十銭に、三等十六銭八厘を五十銭に値上げする旨を借地人らに通告した。おどろいたのは借地人で、四倍とは不当だと一三一名は結束を固めて交渉することにし、岡崎氏に対し「五割の値上げなら認める」と交渉したが、不調に終わってしまった。

岡崎氏はさらにこの土地の調査をすると通知してきたので、借地人らは激昂し、弁護士に依頼して行政訴訟を提起するといきこんだ。

借地人側では「木挽町の地代は、歌舞伎座前側の小部分が坪当たり八十銭を最高とし平均三十六銭なのに其の最高を標準として急激に値上げをするなどは余りにひどい、岡崎家と亀井伯家とは縁戚関係があつて地所の売渡しは地代値上げを逐行するためだとも聞く、こんな紛擾のため直隣地一丁目の伊達、徳川両家の所有地所も値上げをするそうだし、迂濶にはしてられない」とふんがいでいる。

借家借地 大正一〇年はしきりに借家人同盟が生人の歌 まれ借家人大会が開かれ、間断なく借家

争議が続発した。大きい都会では必らずといえるほど争議がおこっている。もちろんその中にはただ一時的性質を帯びた勃発的事象も多く含まれてはいたが、継続性を持った運動も決して少なくない。

仙台の借家人同盟会は一月二八日役員会を開き次のように決議した。

- 一、本会主催にて西公園に市民大会を開催し続いて提灯行列を行ひ以て市民の家賃値上に関する反対意志の存する処を示す事

一、提灯行列は横暴家主を訪問し実行委員は該家主と面談の上市民の意志を徹底せしむる事

この同盟会はその後具体的問題があるごとに勇敢に奮闘しているが、八月ごろには会歌ができています。

- (一) 誰かこの土地この家に、我を権利のなしといふ、我も此土に生れ来て一人の民にあるものを、起てよ権利に勇



『週刊新聞直言』 (平民社発行 明治三十八年第二卷十一号)

む人、正義の旗を振りかざし

(二) さるを家主と誰ぞ誇る、我が生存を費かし、横暴悪虐私利のみ、計るなどて容すべき、起てよ権利に
勇む人、正義の旗を振りかざし

家賃・地代の引下げ運動の記録は明治時代にも見出すことができる。

住宅、土地など国民の生活の基本にかかわる問題について、当時は公的な保護や規制がなかった。弱い借家人と悪家主との個人的な交渉にまかされてあった。しかし、家なしでは一日も済まされない。弱い借家人の立場が高い家賃や不利な条件に甘んじなければならぬ状況においた。

現代では事情はちがっている。借家人はかなり保護されている。しかし、住宅難という基本事情が借家、借地人をくるしめている。

大正の物価抵抗には、明治のそれとくらべて、大正デモクラシーの思想の底流や余波の刻印がみられ、抵抗のすがたもちがったニュアンスを感じさせる。

神戸の米騒動の際、『東京日日』の記者であった鈴木茂三郎(社会党)のちに書いているところによると「私が人力で山の手を走らせると、一団の群衆に車のかじ棒をおさえられた。一団の指導者らしい壮士風の男は素裸を白木綿でまいて、腰に一本日本刀をぶちこんで、『吾々が生活の叫びをあげ社会の悪鬼を征伐しつつあるとき、君が車に乗って歩くとはけしからぬ、おりろ』と私を車上に見上げてどなったものだ」。このようなことばは明治の米騒動時代には出てこなかっただろう。こ

まったから騒動をおこしている、というだけではなく、ある種の社会意識の自覚を表現している。

大正の知識人やマスコミもまた、大正デモクラシーの社会正義の意識をもって、これらの事件をみている。これも、大衆の行動に側面的な影響を与えている。そして、これは、明治のばあいと、ちがった一面であろう。

学生の下宿征伐

大正九年二月一〇日の『東京朝日新聞』に

『昨夜早大生連が鐘太鼓で下宿征伐』

と大きな見出しで記事が出ている。なお、

改善条項即時実行の膝づめ談判

で大抵往生、暴利屋ブルブル

「早大生有志の暴利下宿屋討伐会は昨夜六時を期して同大学予科門前に集合し盛んな示威運動をやった、先づ田中、日原、小西、坪田四君の演説に油の乗った百余の一隊は十数の高張提灯を推し立て太鼓とベルの音頭に校歌を高唱し行列の第一番目は早稲田下宿組合長小林茂助が経営する早稲田館へ押かけた其処には恰度副組長安田車次郎、久松館主川口義晴の二名が居合せた。学生等は十七箇条の改善要求書を突き付け即時実行の強硬膝詰談判を開始した」

しかし、談判は難行した。押し問答がつづくだけで、相手側でも強硬なジェスチュアを示し、ついに学生の怒号がおこるといふさわざになつた。ところが、酒気をおびていた久松館主が「殺すなら殺してみろ」とつめよつてきた。学生たちはこれをつまみ出してしまった。外では、多数の学生が早稲田の校歌をうたつて声援する。やがて交渉していた学生が「目的は完徹したぞ」ととび出してきた。これで一同行。結局同組長、副組長兩名が辞職することとなり、かれらは個人的に十七か条の要求全部をいれ、なお他の下宿屋にもすすめるという証書を取つた。

「三國館、宮城館、伏見館、第二天心館、穂積館、鯉城館、と鈴木館、東北館等と早稲田町から鶴巻町一帯の定評ある下宿屋を同じ筆法で廻り歩き、大半に承認印を押させて大成功を収め今夜も続行する筈、悪下宿屋連中はこの所ブルブルものである」

同じ二月二一日の『東京朝日新聞』に

『下宿屋側ついに屈服

早大生の運動成功して』

の見出しの記事が出ている。

「早大生の不正下宿屋征伐は遂に功を奏して数日来早稲田署長、早大学生課主任の斡旋に依り下宿屋側、学生会見して折衝中なりしが十八日に至り下宿屋側は遂に屈服して学生会の要求十七項を容れる事となり円満解決せり協定は左の如し

一、室料(甲) 疊一疊に付一円十錢以下 (乙) 八十錢以下

一、食料(甲) 一箇月二十三円以下 (乙)

一、食事前予告ありたる時、引続き一日以上食事をとらざる場合は其食料を控除する事但し一日以下と雖も次回食事の時には前食膳副食物又は之に代ふるものを添付する事、夏季に於ては鶏卵の如き腐敗の少きものを以てすること

一、夏季休暇の室料は九割に該当する額及び電灯減火料、器具料を仕払ふ事(相互間約束あるに拘はらず主に於て其室を使用した時は総て無料とす)

一、如何なる場合たりとも室料、食費、電灯代は日割たるべし

一、客十名に対し女中一名の割を以て置き女中には白色のエプロンを使用せしむる事、風紀を害する女中は追払ふ事

一、訪問客の便利の爲黑板或は之に代はるべきものを備へる事

一、表札に族籍を記入せざる事

下宿征伐の学生運動は波及して、東京の一八大学、専門学校の学生有志たちは大正一〇年の秋にはいると、下宿料値下げと制服値下げの問題をかかげて「学生消費同盟」を組織し、下宿屋、洋服商に対抗することになった。二七名の委員は九月二七日神田松本亭に集合して示威運動の手段を検討し、その日の午後は早稲田大学を中心として同方面に『下宿料の値下げ、洋服の同盟購買』のポスターやビラをまき、一〇月一日には松本亭で各委員会合して下宿屋革新に関する件として

一、下宿料の一割乃至三割以上の値下

一、小間代実費供給の即時実行

一、臨時の同居者に対し部屋代割増をせざる事

一、欠食の場合食費を差引く事

一、寄宿舎設立を各学校に奨励すること

一、横暴にして本同盟の勧告を容れぬ者へは団結して料金支払を延期すること

制服非買同盟に関する件としては

一、洋服地二割以上の値下を実行せしむること

一、値下せざれば非買同盟を行ふこと

一、各学長に値下迄制服着用を乞ふこと

を可決し実行委員一七名を挙げて實際運動に取掛ることになった。

学生消費同盟の第一期の運動は成績思わしくなかったが、新たに第二期運動にはいるために、まづ一月二六日早稲田の市電終点の広場に下宿革新新大会を開いて大いに氣勢を揚げようとしたところを、開会前、突如警察から禁止された。

現代の学生もその抵抗意欲とエネルギーはつよい。しかしその抵抗方法は、時代のちがいに応じてちがっている。学生たちは生活問題を他の方法で解決している。消費物資については、かれらは生活協同組合を組織している。そして商人たちの中間搾取を排除する。物価への抵抗のエネルギー

をこのような形で發揮している。それだけではなく、不良商品の追放や高い商品に対する反対のキャンペーンにも乗り出している。

不買同盟

呉・佐世保 呉市では従来海軍工廠勸定日である月の二八日以後約一週間は諸物価が平常よりでの不買 も一、二割ないし四割まで昂騰する例であったため市民の迷惑ははなはだしかったが、労働者の有志たちが集まって防止のために左の決議をした。

「各自一致団結して左の決議を大正八年十二月二十二日より実行す。

従来勸定日諸物価大騰貴をなし高利を貪りつつある商人あり吾人は是に於て之に処すべく給料渡日より向ふ一週間食糧品の外金一円以上の物品を購入せざる事を決議す。」

調印した労働者は約一万人にのぼった。

大正九年一月二一日佐世保海軍工廠職工から組織する技工団一万三千余人が暴利を貪る不正商人に抗議しようと佐世保市内商人に対して起こした不買同盟は態度強硬で、市内各商人に対し大きい打撃を与えたが、海軍の造船少将、主計大佐、工廠副官、市当局者及び市会議員有志等これが仲裁として立ち、同月二九日市役所楼上で技工団側交渉委員一七名と会見した。技工団側は「市内の不正商人と不正同業組合とを類別し」「同業組合及び之れに類似するものを直ちに解散して自由販

売をなし」「商業会議所創立の促進」を要求し、「設立まで之れに代る可き機関を設置して毎月三回位標準価格を発表すべし」「又市内商人は最も正確なる正札を付して販売し」「今後不正商人を発見したる時は市当局は之れに対し相当の制裁を加ふべし」という要領の覚書を提出した。その他相当苛重な附帯条件をつけた。交渉は条件がきびしすぎるとまとまらなかつた。翌年一月の八日に「商家は互いに将来を戒め一層誠実を旨とし此際陳謝の意を表すこと」「法律規則によらざる同業組合は此際解散すること」「商家は商業団を一月中に設立して正札を附すること」という意味の妥協案をもって市当局者その他の調停に応じて落着いた。これは佐世保市においてはもちろんわが国においても空前の出来事であつたと当時の新聞は評している。

当局、値段申し 佐世保の不買同盟では高い値段を申し合わせる同業組合を解散せよという要求を禁ずる 求が労働者の側から出たが、翌年大正一〇年には『東京朝日新聞』に当局が同業組合に値段を申し合わせることを禁じた記事が出ている。

東京府では暴利をむさぼることに熱心であつた同業組合に対して一〇月七日付で組合の定款の変更を命じた。それは標準価格の設定を禁止することによって、組合員の不当な値段づけをとり消さるためであつた。

白米商、牛乳商の組合、酒・醬油・売肉・洋服各組合にもつよい命令を発表している。

これはやがて同業組合の解散が命ぜられる前提と見られた。標準価格の設定を禁じられる結果は、申し合わせの値段がつくられないことであり、暴利を貪る

ための固い結束がこわれ競争させられることであつて、これら商人の間に大きいショックを与えた。

白米組合は実際、小売の状況を顧みないで基準を高くして小売値段の引上げに努めている、と当局は非難した。

酒類、醬油、牛乳の標準に至つては、米よりもいっそう無法な基準をつくつているので、これらは断固として撤去させると当局は語つた。

また、牛乳などは水を入れるものがあるから、うすいと思つたばあいは警視庁で検査してもらえばよい、と東京府は語つた。

ところで、このような通牒が発せられたところ、金物組合はみずから標準価格を廃し、また砂糖商組合は適当な算定方法を定め、その他にも改めたものが出て来た。

新聞はこのように報道したが、佐世保の不買同盟のように、大衆が同業組合の値段つり上げの申し合わせを追及するという情勢が、当局をこのような取締り強化にふみ切らせたものと見られる。